

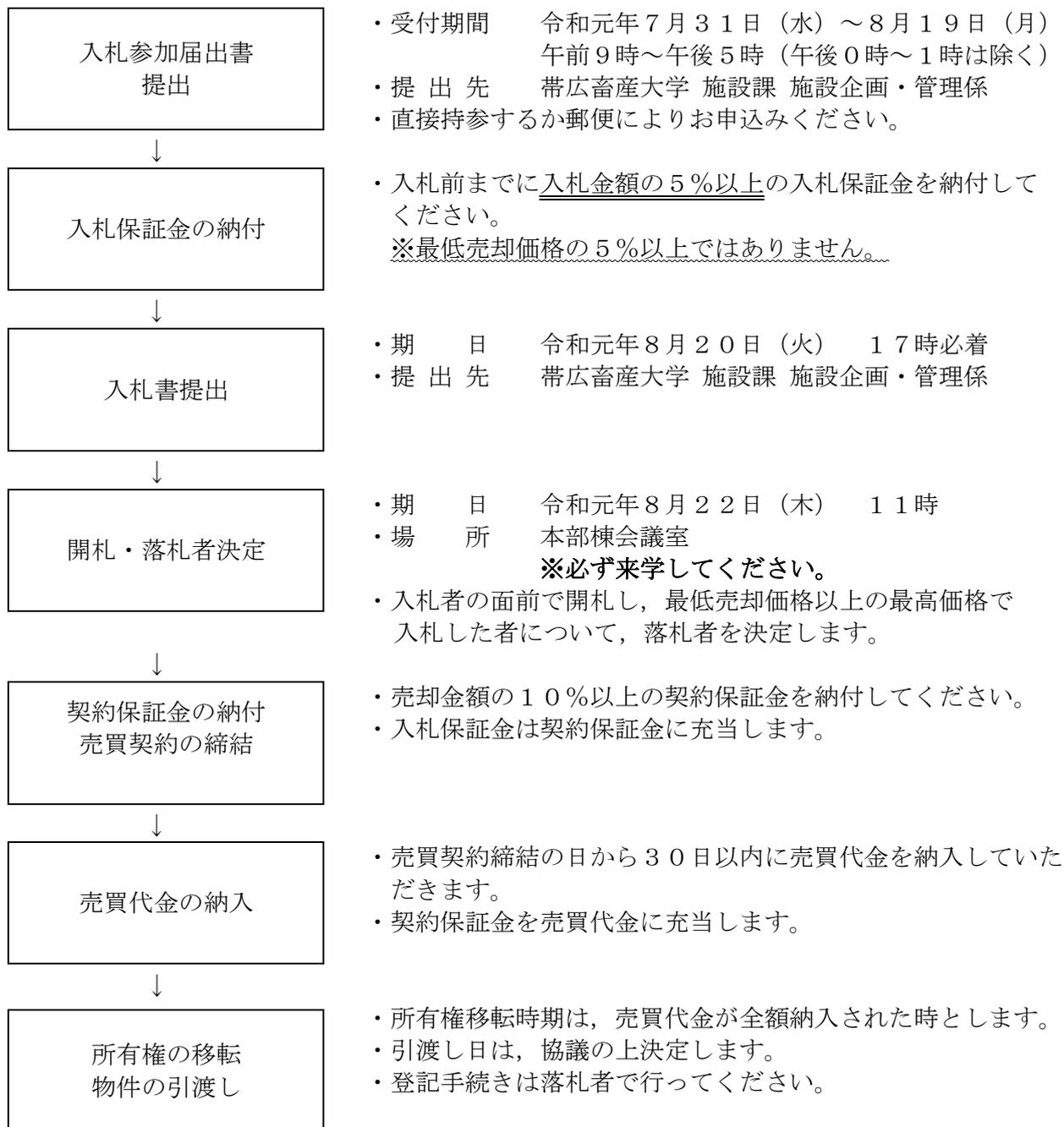
帯広畜産大学大空団地土地建物の売却

入 札 説 明 書

国立大学法人帯広畜産大学

国立大学法人帯広畜産大会計規則（平成16年規則第2号），国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）（以下「取扱規程」という。），及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

### 一般競争入札による土地売却の流れ



## 1 売払物件概要

一般競争入札により売払う物件は、次のとおりです。

### (1) 建物および土地

所在地	区分	構造	数量	建築時期
帯広市大空町 1 2 丁目 4 番 3	土地	—	3,955.50 m <sup>2</sup>	—
	建物	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建	延約 987 m <sup>2</sup>	昭和 57 年
	建物	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建	延約 987 m <sup>2</sup>	昭和 58 年

## 2 申込みにあたっての注意事項

- (1) 接面道路上の電柱・街路樹等の移設などの手続および費用は、落札者本人の負担となります。詳細は関係事業者、関係行政機関にご確認ください。
- (2) 建物を建築する場合には、建築基準法等による法的な規制や遵守していただく事項があります。建物の設計を行う前に、あらかじめ建築可能な規模や周辺の施設計画等を調査していただく必要があります。
- (3) 売払物件の地下埋設物調査、地盤調査および土壌調査は行っていません。
- (4) 売払物件は、土地上の工作物（舗装、車止めなど）、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状のまま引き渡すこととなります。
- (5) 越境物の処理については、国立大学法人帯広畜産大学（以下、「本学」という。）は関与しませんので、相隣関係者間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (6) 売払物件の説明事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込みにあたっては、必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- (7) 売買契約締結後に、売払物件に数量の不足またはその他隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合は、売払物件の引渡しの日から 2 年間に限り売買代金の減額または補修工事のみの責を負うものとします。

## 3 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。（(3)から(7)までのいずれかに該当する方は、その事実があった後 2 年間とします。）

(1) 競争加入者等が取扱規程第 4 条及び第 5 条に規定される次の事項に該当するとき。

① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）及び破産者で復権を得ない者であるとき。

ただし、その者が成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合並びに未成年者であって、婚姻をしている場合若しくは営業許可を受けている場合はこれにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後、その者について契約担当役が定めた期間（2 年間）を経過していないとき（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため

に連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、契約担当役が定めた期間（２年間）を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、排除要請があり、当該状態が継続している者

(5) 売却物件の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が対象不動産の売買契約の媒介を行い、若しくは代理人となっている者

(6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者

(7) 「破壊活動防止法」に基づく破壊的団体及びその構成員

#### 4 現地確認

物件の確認を希望する方は、令和元年8月5日17時までに(2)の申込先まで申込みの上、当日は直接現地へお越し下さい。

(1) 実施日時

令和元年8月7日 10時00分～11時00分

(2) 申込先

国立大学法人帯広畜産大学 施設課施設企画・管理係

T E L 0155-49-5262

(3) 場所（現地）

帯広市大空町12丁目4番3 駐車場あり

(4) 質疑応答は行いません。

#### 5 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする方は、一般競争入札参加届出書に必要事項を記入し、実印（印鑑登録をしている印鑑）で押印のうえ、所定の書類を添えて受付期間内に受付場所に提出してください。

※ 入札参加申込を行わなければ入札に参加できません。

(1) 提出場所

080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人帯広畜産大学 施設課施設企画・管理係

T E L 0155-49-5262

(2) 受付期間

令和元年7月31日（水）から令和元年8月19日（月）まで

（窓口での受付は平日のみ）

(3) 窓口での受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし午後0時から午後1時の間は除く）

(4) 添付書類

入札参加申込書には、次の書類を添付してください。①②の書類は申込時点において3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

ア 個人の場合

- ①住民票
- ②印鑑登録証明書
- ③身分証明書
- ④委任状（代理人に委任する場合）
- イ 法人の場合
  - ①登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）
  - ②印鑑証明書
  - ③委任状（代理人に委任する場合）
- (5) 代理人

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加する場合は、委任状が必要となります。所定の委任状に必要事項を記入し、押印のうえ提出してください。

また、代理人が入札に参加するときは、入札書への押印は、すべて委任状に押印した代理人使用印鑑を使用しなければなりません。

## 6 入札保証金

- (1) 入札書の受理期限までに、入札金額の100分の5（円未満切り上げ）以上の入札保証金を本学が指定する銀行口座へ振込みにより納付し、入札保証金納付書（別紙様式4）に振込みを証する書類を添付して本学に提出すること。なお、振込手数料は競争加入者の負担とする。

### 【入札保証金振込口座】

（銀行名）帯広信用金庫 （普通）0340900

（口座名義）国立大学法人帯広畜産大学

（カナ名義）ダイリヒツクサンダガク

※振込人名義は「入札 氏名（法人の場合は、その名称又は商号）」とすること。

- (2) 入札保証金は、契約の相手方となるべき者が土地売買契約を締結しないときは、本学に帰属する。
- (3) 落札者の入札保証金は、下記13に示した契約保証金の一部に充当する。
- (4) 落札者以外の競争加入者の入札保証金は、入札保証金返還請求書（別紙様式5）を受理後60日以内に銀行振込により返還する。なお、入札保証金には利息を付さない。

## 7 入札

- (1) 入札には、所定の入札書を使用してください。入札書は封筒に入れ、封筒に記載事項を明記して、指定された期日までに提出して下さい。
- (2) 入札書への記入は、ボールペンまたは万年筆を使用して明確かつ明瞭に行い、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル等は使用できません。
- (3) 脱字または誤字を加除訂正した場合には、その箇所または付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。
- (5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の前に¥を記入してください。

※ 入札書には、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。

- (6) 郵便および電報による入札はできません。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当した入札は、これを無効とします。

- (1) 入札保証金を納付しないもの、またはその金額が不足のもの
- (2) 入札時限までに提出されなかったもの
- (3) 文字の誤脱、汚染、塗抹または改ざん等のため、必要な事項が認めがたいものまたは金額

を訂正したもの

- (4) 入札者の記名押印のないもの
- (5) 同一物件に対して同一入札者から同時に提出された2通以上の入札
- (6) 予定価格に達しない価格で入札したもの

## 9 開札および再度入札 ※開札日は、必ず来学してください。

### (1) 日時

令和元年8月22日(木) 午前11時から

### (2) 場所

国立大学法人帯広畜産大学本部棟2階中会議室

### (3) 開札は、入札者の面前で行います。開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は当該入札の入札者を対象として直ちに再度の入札を実施します。

入札参加者は、再度入札時に使用する印鑑(代理人の場合は、委任状で使用するとした印鑑)を持参し、再度入札に備えてください。

この再度入札の際に、入札者が立ち会わなかった場合には、再度入札を辞退したものとみなします。

#### ※ 開札日に持参する物

- (1) 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書
- (2) 委任状(代理人が入札する場合)
- (3) 登録印鑑(代理人が入札する場合は、代理人使用印鑑を持参してください)

## 10 落札者の決定

本説明書に示した条件を満たす入札者であって、契約事務取扱規程第16条第1項による予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者といたします。

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、建物相当額に係る消費税額および地方消費税額を加算した額(下記計算方法による)をもって落札金額(契約金額)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税および地方消費税を含まない額を入札書に記載してください。**

なお、落札となるべき同じ価格の入札をした方が2人以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

#### [消費税および地方消費税額計算方法]

入札額×49.4%(※不動産鑑定における建物価格割合)＝建物相当額

建物相当額×8/100＝消費税額および地方消費税額(※小数点以下切捨て)

(計算例) 入札額 14,000,000 円の場合

14,000,000 円×49.4%＝6,916,000 円(建物相当額)

6,916,000 円×8/100＝ 553,280 円

## 11 落札の失効

落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札の効力を失います。

- (1) 正当な理由がなく、落札決定日から7日以内に契約を締結しないとき。
- (2) 不正の入札をなし、またはなさしめたと認められるとき。
- (3) 入札資格に欠除を生じ、または欠除のあることを発見したとき。

(4) 契約締結前に死亡したとき。

## 12 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に契約保証金を納付のうえ、売買契約を締結しなければなりません。なお、契約書に貼付する印紙は、落札者の負担となります。

## 13 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約の締結後、本学が発行する請求書により発行後30日以内に一括納入していただきます。

## 14 契約保証金

(1) 落札決定後7日以内に、落札金額の100分の10（円未満切り上げ）以上の契約保証金を本学が指定する銀行口座へ振込みにより納付し、契約保証金納付書（別紙様式6）に振込みを証する書類を添付して本学に提出すること。なお、振込手数料は落札者の負担とする。

(2) 契約保証金は、売買代金に充当します。

(3) 契約を解除したときは、契約保証金は本学に帰属するものとします。

### 【契約保証金振込口座】

（銀行名）帯広信用金庫 稲田支店（普通）0340900

（口座名義）国立大学法人帯広畜産大学

（カナ名義）ダイホチホクサンダイク

## 15 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は契約を解除できるものとします。

(1) 契約の締結または履行に不正の行為があったとき

(2) 正当な理由がなく本学関係職員の指揮監督に従わなかったとき

(3) 国立大学法人帯広畜産大学会計規則、取扱規程および契約事項に違反したとき

(4) その他契約に定める義務を履行しないとき

## 16 所有権の移転および売払物件の引渡し

売払物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。また、売払物件の引渡し日は、落札者と協議の上、令和元年9月30日までに引き渡します。

## 17 所有権移転登記

所有権移転登記は、売払物件の所有権が移転した後、落札者が行ってください。費用は、落札者の負担となります。

【添付書類】

- 別紙様式 1 一般競争入札参加届出書  
別紙様式 2 入札書  
①競争加入者本人が入札する場合  
②代理人が入札する場合  
③復代理人が入札する場合  
別紙様式 3 代理委任状  
①社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合  
②支店長等が競争加入者の代理人となる場合  
③支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合  
別紙様式 4 入札保証金納付書  
別紙様式 5 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書  
別紙様式 6 契約保証金納付書  
別冊 契約書（案）

次に掲げる基準類は、帯広畜産大学ホームページより入手することができる。

<http://www.obihiro.ac.jp/>

「大学紹介」→方針「帯広畜産大学規則集」

- ・ 国立大学法人帯広畜産大学会計規則
- ・ 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程

一般競争入札参加届出書

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

申込者 住所(所在地)  
氏名(法人名および代表者名) 印  
担当者電話番号

令和元年7月31日付けで公告のありました帯広畜産大学大空団地土地建物の売却の競争参加について、入札書の提出意志がありますので、届け出いたします。

なお、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）第4条及び第5条の規定に該当するものでないことを誓約します。

○添付書類

- (1) 住民票（法人の場合は当該法人の登記事項全部証明書）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 身分証明書（個人の場合のみ）

※(1)(2)は3ヶ月以内に発行されたもの

別紙様式2 (① 競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

入札件名 帯広畜産大学太宰地土地建物の売却

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

【注意事項】

1. 入札金額は消費税及び地方消費税額を抜いた金額を記入してください。
2. インク、ボールペン等を使用し、わかりやすい書体で記入してください。
3. 代理人により入札するときは、入札執行前に委任状を提出してください。
4. 代理人により入札するときは、代理人住所、氏名欄に記入、押印しあわせて委任者（入札者）の住所、氏名も忘れずに記入してください。（委任者の押印は不要です。）
5. 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
6. 入札金額を加除訂正した入札は、無効となりますので新たな用紙に書き直してください。

別紙様式2 (② 代理人が入札する場合)

## 入 札 書

入札件名 帯広畜産大学太宰地土地建物の売却

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇

代 理 人 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

### 【注意事項】

1. 入札金額は消費税及び地方消費税額を抜いた金額を記入してください。
2. インク、ボールペン等を使用し、わかりやすい書体で記入してください。
3. 代理人により入札するときは、入札執行前に委任状を提出してください。
4. 代理人により入札するときは、代理人住所、氏名欄に記入、押印しあわせて委任者（入札者）の住所、氏名も忘れずに記入してください。（委任者の押印は不要です。）
5. 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
6. 入札金額を加除訂正した入札は、無効となりますので新たな用紙に書き直してください。

別紙様式2 (③ 復代理人が入札する場合)

入 札 書

入札件名 帯広畜産大学太宰地土地建物の売却

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇

復代理人 〇〇〇〇〇 印

※ 入札用封筒は、下記の要領で作成してください。  
(縦書き、横書きどちらでもかまいません)

表側

国立大学法人帯広畜産大学 御中 帯広畜産大学大空団地土地建物購入 入札書在中
--

裏側

印	入札者住所 (所在地)	印
	入札者氏名 (法人の場合は法人名・代表者名)	

別紙様式3 (① 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

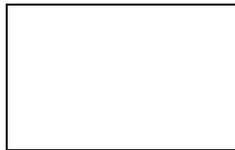
委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和元年8月22日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学大空団地土地建物の売却  
の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (② 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇〇

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
  - 2 契約締結に関する件
  - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
  - 4 請負代金の請求及び受領に関する件
  - 5 復代理人の選任に関する件
  - 6 . . . . .

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (③ 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

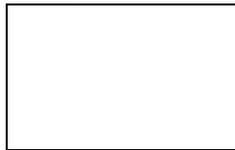
委任者（競争加入者の代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和元年8月22日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学太空団地土地建物の売却の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(注)

- 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（別紙様式3②を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

## 入札保証金納付書

令和 年 月 日

金 \_\_\_\_\_ 円

帯広畜産大学大空団地土地建物の売却の一般競争入札にかかる入札保証金として、上記金員を納付します。

この入札保証金は、入札の結果、落札した場合において公示に示された手続きをしなかったときは、貴学に帰属するものであることを了承しました。

国立大学法人帯広畜産大学 殿

入札者

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名（又は法人名

及び代表者名） \_\_\_\_\_

⑩

# 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

入札者

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名（又は法人名  
及び代表者名） \_\_\_\_\_ 印

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

返還事由が生じた場合、帯広畜産大学大空団地土地建物の売却の一般競争入札にかかる上記入札保証金の返還を請求します。

入札保証金の返還については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名									
金融機関 CD						銀行・信用金庫		本店 支店	
						労働金庫・信用組合			
						農業協同組合			
預金種目					口座番号				
普通・当座									

口座名義カナ

## 契約保証金納付書

令和 年 月 日

金 \_\_\_\_\_ 円

帯広畜産大学大空団地土地建物の売買契約の契約金として、上記金員を納付します。  
この契約金は、契約上の義務履行しないときは、貴学に帰属するものであることを了承しました。

国立大学法人帯広畜産大学 殿

入札者

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名（又は法人名

及び代表者名） \_\_\_\_\_

④

## 不動産売買契約書（案）

売手人 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により不動産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、別表に掲げる不動産を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税および地方消費税の合計額金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として入札保証金を除いた金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の一部は、入札保証金により充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を本学に帰属させることができる。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する請求書により令和元年 月 日までに納入しなければならない。

（延滞違約金）

第6条 乙は、売買代金を期限までに納入しなかったときは、期限の翌日から納入の日まで売買代金に対し年14.6パーセントの延滞違約金を納入しなければならない。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、令和元年9月30日までに売買物件を引渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第9条 所有権移転に伴う登記手続きは、乙が行うものとし、甲は、登記に必要な書類を乙に提出するものとする。

（危険負担）

第10条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が甲の責に帰さない事由により滅失またはき損した場合は、甲に対し売買代金の減免を請求することができない。

（かし担保）

第11条 乙は、売買物件について現状有姿のまま甲が売払いすることを承諾し、このことをもつ

て契約の解除をすることはできない。

- 2 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足またはその他隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または本契約の解除をすることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合にあっては、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間、売買代金の減額または補修工事のみの責を負うものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第12条 乙は、本契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第13条 甲は、前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、正当な理由なく、前項に定める実地調査を拒み、妨げまたは忌避してはならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（契約の費用）

第16条 本契約の締結および履行等に関して必要な一切の費用は、乙が負担する。

（疑義の決定）

第17条 この契約条項以外について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第18条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する釧路地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線1番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 山岸 仁 印

乙

別 表

<p>土 地</p>	<p>所在地番 地目 面積</p>	<p>帯広市大空町12丁目4番3 宅地 3,955.50㎡</p>
<p>建物1</p>	<p>家屋番号 種類 構造 床面積</p>	<p>帯広市大空町12丁目4番3 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 987㎡</p>
<p>建物2</p>	<p>家屋番号 種類 構造 床面積</p>	<p>帯広市大空町12丁目4番3 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 987㎡</p>